

東海市道路反射鏡設置基準（概要版）

◇ 設置できる場所について

市の管理道路上で、次の基準に適合する場所に設置します。

- (1) カーブや曲がり角などにおいて、車両が安全に走行するために必要な見通し距離（目視により見通すことができる距離）が確保できない場所
- (2) 信号機が設置されていない交差点において、見通し距離が確保できない場所
- (3) 袋状道路（袋状道路に隣接して家屋が5軒以上あるもの。）と他の道路の接道部において、見通し距離が確保できない場所
- (4) 公共施設の出入口となる場所

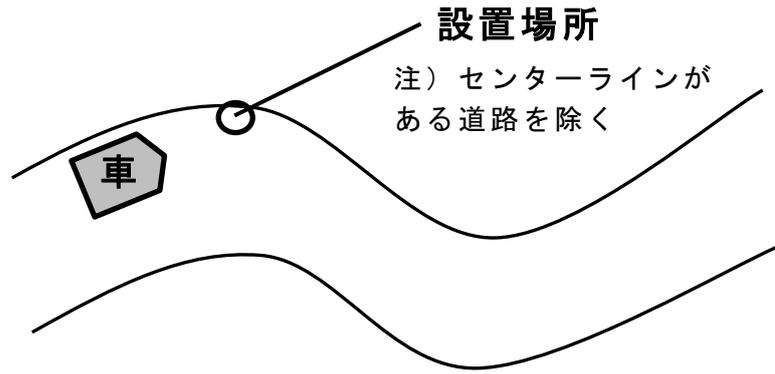
◇ 設置できない場所について

- (1) 私有地又は私道の出入り口の場所
- (2) 歩道の設置がされている道路との接道部
- (3) 道路の形状によって設置効果が著しく低い場所
- (4) 設置により車両の通行に支障が生じる恐れがある場所

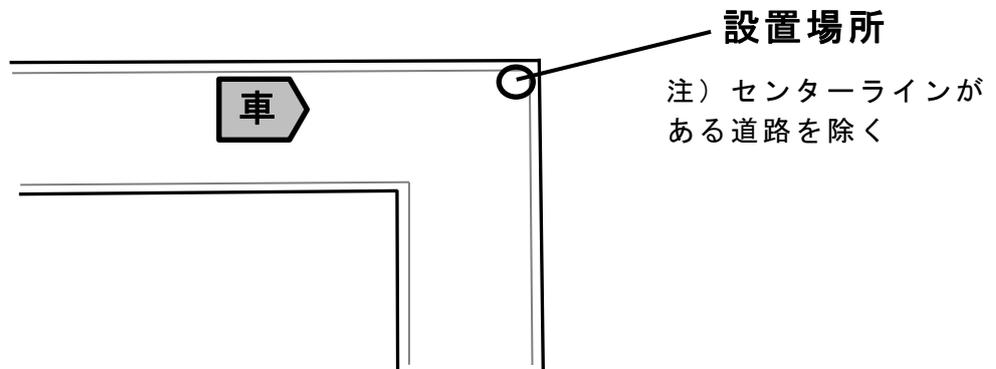
◇ 設置等の相談

設置相談やご不明な点等ございましたら、交通防犯課（TEL052-603-2211、0562-33-1111）まで御連絡ください。また、合わせて裏面も御参照ください。

a.カーブ



b.曲がり角



c.信号機が設置されていない交差点

※道路状況等により、道路に隣接する民地に設置が必要な場合は、承諾書が必要になります。

